

防府市剣道連盟会則

第1章 名称及び事務局

(名称及び事務局)

第1条 本連盟は、防府市剣道連盟（以下「連盟」という）と称し、事務局を 防府市内に置く。

第2章 組織

(組織)

第2条 連盟は、防府市内における一般社会人の剣道及び少年剣道、居合道 杖道を統括する団体である。

2 連盟は、山口県剣道連盟に加盟することとする。

第3章 趣旨、目的及び事業

(目的)

第3条 連盟は、全日本剣道連盟の定める「剣道の理念」及び「剣道修練の心構え」に基づき、剣道の普及、発展に寄与し、会員相互の親睦融和を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 連盟は、前条の趣旨、目的を達成するため次の事業を行う。

(1) 剣道、居合道、杖道の大会を開催する。

連盟以外の主催において、この種の大会が防府市内で開催されるときは連盟に連絡して協議するものとする。

(2) 剣道、居合道、杖道の講習会を開催する。

(3) 剣道3段以下の段位及び級位審査会を山口県剣道連盟に申請し、本連盟主管のもとに開催する。

(4) 各種大会に選手を派遣する。

(5) 功労者の表彰及び慶弔に関する事項。

(6) その他、本連盟の目的に沿い必要と認められる事項。

第4章 会員

(会員)

第5条 第3条の目的に賛同し、別に定める入会金および年会費を納入した者。

2 市内の各学校剣道部員ならびに少年剣友会の会員。

第5章 役員、評議員

(役員、評議員)

第6条 この連盟に次の役員、評議員を置く。

(1) 理事20名以上25名以内

(2) 監事2名以内

(3) 評議員15名以上20名以内

2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を理事長、1名を事務局長、若干名を参与とする。

3 前項の会長をもってこの連盟の代表理事とし、理事長をもって業務執行理事とし、事務局長をもって事務局担当理事とする。

(役員、評議員の選任)

第7条 役員及び幹事は、理事会の決議によって選任する。

2 前項の理事は、本連盟の会員の中から、地域、職域、学校、少年部団体から選出された者及び会長から推薦された者の中から選任する。

3 会長、副会長、理事長及び参与は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

4 事務局長、副事務局長及び庶務は、理事長の推薦により選定し、理事会の承認を得て会長が選任する。

5 評議員は、前2項の各地域、団体等から推薦された者を評議員会の決議によって選任する。

6 幹事は、前2項の各地域、団体から選出された者に会長が委嘱する。

7 理事、監事及び評議員は、兼任することができない。

(役員、評議員の職務及び権限)

第8条 理事は、理事会を構成し、この会則に定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、この会則の定めるところにより、この連盟を代表し、その業務を執行し、会長に事故あるときまたは欠けたときは、副会長、理事長がその職務を代行する。

3 会長及び理事長は、毎事業年度に、職務執行状況を理事会、評議員会に報告しなければならない。

4 監事は、理事の職務執行を監査し、この会則の定めるところにより、監査報告書を作成する。いつでも、理事及び事務及び財産の状況の調査をすることができる。

5 事務局長は、この連盟の事務局責任者として経理及び業務を処理する。

6 副事務局長は、事務局長を補佐し、円滑な事業推進を図る。

7 会計及び庶務は、事務局長を補佐して経理及び業務を処理する。

8 幹事は、この連盟の事業等に参画し、会員に対し諸行事等の連絡を徹底するとともに会費等の徴収をする。

9 評議員は、評議員会を構成し、この会則に定めるところにより、職務を執行する。

10 評議員は、この連盟に特別な重要案件が発生した場合に、評議員会を構成し決議する。

(役員等の任期)

第9条 役員の任期は、2ヶ年とする。但し再任を妨げない。補欠の役員の任期は前任者の残存期間とする。

2 理事長は原則として2期4年を最長任期とする。

3 役員は、期間経過後も後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。

4 評議員の任期は、2ヶ年とする。但し再任を妨げない。補欠の役員の任期は前任者の残存期間とする。期間経過後も後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。

5 少年部団体より選出の評議員の任期は1ヶ年とする。

第6章 名誉顧問、顧問、相談役、参与

(名誉顧問、顧問、相談役、参与)

第10条 この連盟にそれぞれ5名以内の名誉顧問、顧問、相談役及び参与を置く。

2 名誉顧問、顧問及び相談役は、この連盟の要職経験者等の中から理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 名誉顧問、顧問及び相談役は、会務に関する重要な事項について会長の諮問を受けて意見を述べることができる。

第7章 会議

(理事会の構成と招集等)

第11条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

2 理事会は、会長が招集する。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が招集する。

4 監事は、理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べなければならない。

5 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

6 理事会は、次の事項について決議する。

(1) 事業報告並びに事業計画

(2) 収支決算並びに予算

(3) 会則・細則の改正

(4) 役員等の改正

(5) その他重要と認められる事項

7 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数によって行い、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思表示又は他の理事に代理人として委任した者は、出席とみなす。

(2) 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わる理事の3分の2以上が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可否する旨の理事会の決議があつたものとみなす。

8 理事会は、この連盟の業務執行の決定、理事の職務の執行の監督を行う。

(会員総会の構成と招集)

第12条 削除（評議員会で決議のため）

(評議員会の構成と招集等)

第13条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度の終了後一定時期に召集するほか、必要がある場合に臨時評議員会を召集する。

3 定時評議員会は、理事会の決議に基づき会長が召集する。

4 臨時評議員会は、第8条第10項の案件が発生し、評議員の3分の2以上の請求があつた場合に会長が召集する。

5 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、副会長が召集する。

- 6 評議員会の議長は、これに出席した評議員の中からその都度評議員の互選によって選定する。
- 7 評議員会は、次の事項について決議する。
 - (1) 事業報告並びに事業計画
 - (2) 収支決算並びに予算
 - (3) 会則の改正
 - (4) 役員等の改正
 - (5) その他重要と認められる事項
- 8 評議員会の決議は、評議員の過半数が出席し、その過半数によって行い、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
ただし、当該議事につき書面をもって、あらかじめ意思表示又は他の評議員に代理人として委任した者は、出席とみなす。
 - (2) 前項の規定にかかわらず、評議員が評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき議決に加わる評議員の3分の2以上が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可否する旨の評議員会の決議があつたものとみなす。
- 9 評議員会は、この連盟の業務執行状況、理事会の職務執行の監督を行う。

(議事録)

- 第14条 理事会、評議員会議事については、議事録を作成する。
- 2 理事会は、出席した会長及び監事が、前項の議事録に署名押印する。
 - 3 評議員会は、議長及びその評議員会に出席した評議員の中から選出された議事録署名人2人が第1項の議事録に署名押印する。

(理事会の定足数等)

第15条 削除（第11条と重複のため）

(理事会の審議事項)

第16条 削除（第11条と重複のため）

第8章 委員会

(委員会の設置と任務)

- 第17条 連盟は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により委員会を設置することができる。
- 2 設置する委員会やその構成・任務については理事会で協議・決定する。

第9章 会計

(会計年度)

第18条 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までする。

(会計の単位)

第19条 会計の単位は一般会計と時政杯争奪紅白対抗剣道大会の2単位とする。

(収入の原資)

第20条 連盟の収入原資は、入会金、会費、審査手数料、講習会費、寄付金およびその他の収入とする。

2 会費は毎年6月に納入する。

(収支予算の編成)

第21条 連盟の事業計画にともなう収支予算は事務局が編成し、理事会及び評議員会の決議により定めなければならない。

(収支決算)

第22条 連盟の収支決算は、事務局が作成し、年度終了後1ヵ月以内に事業報告とともに監事の監査を経て、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

2 連盟の収支決算に余剰金があるときは、理事会及び評議員会の議決を経て、次年度へ繰り越すものとする。

第23条 通帳は会計が管理する。

会計に選出された者は、通帳名義を変更しなければならない。

変更する場合は「会則」「事務局名簿」を金融機関に持参し、名義変更の手続きをする。

第10章 入会、脱退ならびに会員登録の抹消

(入会手続き)

第24条 本連盟に入会を希望する者は、所定の個人カードに必要事項を記載し、既定の入会金と年会費を添えて、事務局へ届け出るものとする。

2 本連盟会員以外（学生・生徒含む）が本連盟主管の剣道審査会において、入会金および年会費を納めた者は入会届をしたこととする。

ただし、学生・生徒は入会金と年会費は免除する。

3 本連盟の会員で四段以上の者は山口県剣道連盟ならびに全日本剣道連盟の会員となる。

(脱退の手続き)

第25条 本連盟を脱退希望する者は、事務局へ届け出るものとする。

2 会員は脱会に際し、連盟に財産上の請求はできないものとする。

(会員登録の抹消)

第26条 会員が、刑罰・法令に触れるような行為をした場合、または連盟の名誉を傷つけるような行為があった場合は、会員登録を抹消することができる。

第11章 個人情報管理

(個人情報管理)

第27条 個人情報の利用目的の特定、適正管理・利用、本人の権利への対応、苦情の処理について次の通りとする。

- (1) 連盟で管理している個人情報は連盟運営以外の目的では使用しない
- (2) 個人情報を第三者に開示または提供しない
- (3) 個人情報は適正に管理し、漏洩・紛失に万全の措置を施す
- (4) 連盟は、保有する個人情報について、会員から開示、利用目的の通知、訂正、追加、

- 消去、利用の停止または第三者提供の停止の請求に対応する
(5) 個人情報の取扱いに関する会員からの苦情及び相談について適切に対応する

第12章 書類及び帳簿の備付と保

(書類及び帳簿の備付と保存)

第28条 連盟は事業の運営、会計に関する次に掲げる書類及び帳簿を備えなければなら
ない。

2 その保存年限を定める。

号	書類及び帳簿名	保存年限
①	会則ならびに細則	永年(履歴)
②	総会議案書、議事録	永年
③	理事会議案書、議事録	永年
④	評議員会議案書、議事録	永年
⑤	会員名簿(個人カード) 会員名簿(電子媒体)	永年 最新情報
⑥	大会要項ならびに試合結果	5年
⑦	連盟主管の1級および3段以下の審査結果	5年
⑧	会計帳簿・伝票、経費明細、出納帳、領収書綴り	5年
⑨	県剣連からの通知・通達文書、返信文書	3年
⑩	他団体からの通知・通達文書、返信文書	3年

第13章 慶弔規定

(弔に関する事項)

第29条 会員本人他が死亡し、連盟に届け出があった場合は本連盟ならびに剣道界への貢献度
を会長または理事長が判断して弔意を表す。

第14章 附 則

(会則の改定)

第30条 この会則の改定は理事会の議を経て、評議員会で承認する。

(細則の定め)

第31条 この会則の実施に必要な細則は別に定めるものとする。

(附 則)

昭和27年 6月制定
昭和34年 4月一部改正
昭和49年 7月一部改正
昭和60年 5月一部改正
平成 元年 5月一部改正
平成 8年 3月一部改正の本会則は、平成10年4月1日施行する。
平成 8年 4月一部改正
平成15年 4月一部改正
平成19年10月一部改正
平成20年 4月一部改正
平成25年 4月一部改正但し、第7条（5）は平成26年4月より効力を有する。
平成28年 4月一部改正
平成30年 4月一部改正の本会則は、平成30年6月21日施行する
平成30年 7月15日一部改正
令和 2年 4月一部改正
令和 4年 4月一部改訂
令和 5年 4月一部改訂

細 則

(役職に関する事項)

第1条 名誉顧問は、原則として連盟の会長経験者とする。

2 顧問、相談役は、原則としてこの連盟の要経験者とする。

3 参与は、次の要件のいずれかを満たした者とする。

(1) 理事長を2期4年以上経験した者。

(2) 八段受有者で人物、識見、剣理に通曉、成熟している者。

(目的の補強)

第2条 本連盟は、山口県剣道連盟、防府市スポーツ協会、その他の団体と連携して剣道・居合道・杖道の発展を図るものとする。

(会員の責務)

第3条 本連盟の会員は、現住所・生年月日・勤務先・電話番号等を明らかにすると共に、転勤等の場合は届け出るものとする。

(会計の期間)

第4条 本連盟の会計期間は前年度の2月、3月と当年度の4月から1月までを当年度の会計期間とみなす。

(諸費用)

第5条 本連盟に納入する諸費用について次のとおりとする。

- | | |
|-------------|---------|
| (1) 賛助員の寄付金 | 3, 000円 |
| (2) 入会金 | 1, 500円 |
| (3) 年会費 | 別表のとおり |
| (4) 審査手数料 | 1, 000円 |
| (5) 審査講習料 | 2, 000円 |

ただし、学生・生徒は入会金、年会費は免除する。

2 本連盟の会員で、会費未納1ヶ年を経過したものには督促し、さらに納入しないときは、脱退の意思表示とみなし、脱退の手続きを執る。

本連盟脱退は、山口県剣道連盟並びに全日本剣道連盟の脱退となり全ての資格を失うものである。

(手当)

第6条 本連盟は、次の種類の手当を支給する。

(1) 事務手当 役員手当 地域職域漢字手当	245, 600円
(2) 県剣連会議出席手当・交通費 (対象:評議員会、事務責任者会議)	4, 000円
(3) 選手手当 (市剣連代表選手及び監督)	3, 000円

(4) 激励金	
①全国の各大会	
監 督	5, 000円
個人選手 一 般	5, 000円
小・中・高	3, 000円
②講習会 (県剣道連盟が指名する)	5, 000円
全国規模の講習会に限る	
③全国大会団体出場	10, 000円
小・中・高・一般	
(5) 審判手当	
本連盟員	3, 000円
本連盟会員以外	4, 000円
(6) 労務手当 (1日)	3, 000円
(7) 優勝祝金	
個人	5, 000円
団体3人制	15, 000円
団体5人制	25, 000円
団体7人制	35, 000円
(但し、理事長が承認する市外の大会とする。)	

(細則の改定)

第7条 本細則の改訂は理事会で行う。

(附則)

平成11年 4月一部改正
 平成14年 4月一部改正
 平成15年 4月一部改正
 平成18年 4月一部改正
 平成21年 4月一部改正
 平成25年 4月一部改正
 平成26年 4月一部改正
 平成30年 6月一部改正
 平成30年 7月14日一部改正
 令和 2年 4月一部改正
 令和 4年 4月一部改訂
 令和 5年 4月一部改訂